

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先)

実施機関 教育委員会

請求者 〒

住所又は居所

ふりがな
氏 名

電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項	____年度実施 名古屋市公立学校教員採用選考結果 受験番号：_____ <1次試験> 解答用紙／専門試験…評定・点数／総合教養試験…評定・点数／口述試験…評定（*）／小論文…評定 <2次試験> 口述試験（個人・集団）…評定（*）／実技試験…評定 *面接委員別の個別評定と所見欄情報 住所：_____氏名：_____	
2 本人確認等	(1) 開示請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
	(2) 請求者の本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
	(3) 本人の状況等	（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 イ 本人のふりがな氏名 ウ 本人の住所又は居所
	(4) 代理人の請求資格確認書類	（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ） イ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）
3 希望する開示の実施方法 ※任意記載	(1) ア又はイに○印をつけてください。アを選択した場合には、実施の方法等についても記載してください。 ア 窓口における開示の実施を希望する。 (実施の方法) ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ 視聴・聴取 (実施希望日) ☐ 開示決定日以降 ☐ 年 月 日 イ 郵送による写しの交付を希望する。 (2) 電磁的記録媒体による写しの交付 ☐ 希望する ☐ 希望しない ※保有個人情報が電磁的記録で記録されている場合に限りです。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

問い合わせ先 市民情報センター TEL052-972-3153（直通）

★教員採用選考の保有個人情報開示請求時の注意事項

- ①保存年限は1年です。
②教員採用選考については教育委員会事務局教職員課（052-972-3238）へお問合せください。

整理番号 第 一 号

個人情報開示請求書

令和〇年〇〇月〇〇日

記入した日

実施機関 教育委員会

本人確認書類（住民票の写し等）と同じ住所又は居所をご記入ください。電話番号は、日中つながるものをご記入ください。

請求者 〒 〇〇〇-〇〇〇〇

住所又は居所 名古屋市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

フリガナ 名 まるはち はなこ
丸八 花子

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 請求に係る保有個人情報

令和〇年度実施 名古屋市公立学校教員採用選考結果

受験番号：××××××××

<1 次試験> 解答用紙／専門試験…評定・点数／総合教養試験…評定・点数／口述試験…評定（＊）／小論文…評定

<2 次試験> 口述試験（個人・集団）…評定（＊）／実技試験…評定

*面接委員別の個別評定と所見欄情報

住所：〇区〇〇町〇丁目〇〇番地／同上 氏名：名古屋 花子／同上

☒本人 ☐法定代理人 ☐任意代理人

☒運転免許証 ☐個人番号カード

☐在留カード、特別永住者証明書又は特
証明書

☒その他（住民票の写し）

※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

- ・何年度に実施した採用試験結果を請求したいか記載してください。
- ・受験番号を記載してください。

採用試験を受験された当時の本人の住所等や氏名をご記入ください。

「請求者」の部分に記載された住所・氏名と同じである場合は「同上」とご記入ください。

(2) 請求者の本人確認書類

「開示請求者」の欄は「本人」を選択し、同封する本人確認書類（コピー）に☒を入れてください。なお、住民票の写しは原本（区役所から交付されるそのもの。30 日以内に作成されたもの）の提出が必要です。

法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人
☐任意代理人委任者

本人の氏名

本人の住所又は居所

法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

☐戸籍謄本 ☐登記事項証明書 ☐その他（ ）

イ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

☐委任状 ☐その他（ ）

希望する開示の実施方法は、できる限り記載してください。窓口での受け取りを希望する場合は、特に受け取りを希望する日がなければ「開示決定日以降」を選択してください。

なお希望日等を記載していた場合でも、ご希望に沿えない場合があります。

(1) ア又はイに○印をつけてください。アを選択した場合は、実施の方法等についても記載してください。

☒ア 窓口における開示の実施を希望する。

(実施の方法) ☐閲覧 ☒写しの交付 ☐視聴・聴取

(実施希望日) ☒開示決定日以降 ☐ 年 月 日

イ 郵送による写しの交付を希望する。

2) 電磁的記録媒体による写しの交付 ☐希望する ☒希望しない

- ・原則として、請求を受け付けた日の翌日から起算して 14 日以内に開示決定等が行われます。（ただし、補正に要した期間は14日間に算入しません。）
- ・事務処理上の困難その他正当な理由がある場合、請求に係る文書が著しく大量である場合は決定期限が延長となることがあります。

★教員採用選考の保有個人情報開示請求時の注意事項

- ①保存年限は1年です。
②教員採用選考については教育委員会事務局教職員課（052-972-3238）へお問合せください。

請求者（代理人）の本人確認書類（住民票の写し等）と同じ住所又は居所（住所等といいます。）をご記入ください。電話番号は、日中つながるものをご記入ください。

整理番号 第 一 号
保有個人情報開示請求書

令和〇年〇〇月〇〇日

記入した日

請求者 〒 〇〇〇-〇〇〇〇

住所又は居所 名古屋市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

ふりがな まるはち はなこ
氏 名 丸八 花子

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

令和〇年度実施 名古屋市公立学校教員採用選考結果

1. 請求に係る保

採用試験を受験された当時の本人の住所や氏名をご記入ください。

受験番号：××××××××

<1 次試験> 解答用紙／専門試験…評定・点数／総合教養試験…評定・点数／口述試験…評定（*）／小論文…評定

<2 次試験> 口述試験（個人・集団）…評定（*）／実技試験…評定

*面接委員別の個別評定と所見欄情報

住所：〇区〇〇町〇丁目〇〇番地 氏名：丸八 太郎

(1) 開示請求者

☐本人 ☐法定代理人 ☒任意代理人

(2) 請求者の本人確認書類

☒運転免許証 ☐個人番号カード

☐在留カード、特別永住者証明書又は特
証明書

☒その他（住民票の写し）

- ・何年度に実施した採用試験結果を請求したいか記載してください。
- ・受験番号を記載してください。

「開示請求者」の欄は代理人の種類によって「法定代理人」又は「任意代理人」を選択し、同封する本人確認書類（コピー）に☒を入れてください。なお、住民票の写しは原本（区役所から交付されるそのもの。30日以内に作成されたもの）の提出が必要です。

※請求書を送付して請求をする場合には、必ずご記入ください。

（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

ア 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人

☒任意代理人委任状

イ 本人のふりがな まるはち 太郎
氏 名 丸八 太郎

本人の氏名及び住所等は現在のものをご記入ください。

ウ 本人の住所又は居所 〇区〇〇町〇丁目〇〇番地

（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

ア 法定代理人 代理人であることが分かる書類は開示請求日より30日以内のものをご提出ください。添付書類もご確認ください。

☐戸籍謄本

イ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

☒委任状 ☐その他（ ）

(1) ア又はイに○印をつけてください。アを選択した場合には、実施の方法等についても記載してください。

ア 窓口における開示の実施を希望する。

（実施の方法） ☐閲覧 ☐写しの交付 ☐視聴・聴取

（実施希望日） ☐開示決定日以降 ☐ 年 月 日

① 郵送による写しの交付を希望する。

2) 電磁的記録媒体による写しの交付 ☐希望する ☒希望しない

希望する開示の実施方法は、できる限り記載してください。窓口での受け取りを希望する場合は、特に受け取りを希望する日がなければ「開示決定日以降」を選択してください。なお希望日等を記載していた場合でも、ご希望に沿えない場合があります。

・原則として、請求を受け付けた日の翌日から起算して14日以内に開示決定等が行われます。（ただし、補正に要した期間は14日間に算入しません。）

・事務処理上の困難その他正当な理由がある場合、請求に係る文書が著しく大量である場合は決定期限が延長となることがあります。